

「第7期滝川市障がい福祉計画」 の発刊にあたって



本市では、平成19年3月に「障害者自立支援法」に基づき「第1期滝川市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制や利用見込量を定めるとともに、「障害者基本法」に基づき地域における障がい者の暮らしの基盤を整備する基本計画となる「滝川市障がい者計画」を策定し、以来、障がい者施策の総合的・体系的な推進に努めてまいりました。

この間、障がい福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、障がい福祉サービスに関していえば、平成15年に支援費制度が導入され、障がい者自らがサービスを選択する現在の形となったことを皮切りに、身体・知的・精神障がいの種別ごとに分かれていた制度の一元化や各種サービスの新設・強化など多くの制度改正が行われてきました。

このような中、本計画は障がい福祉サービスの利用実績や障がい者を取り巻く情勢の変化を踏まえ、各障がい者団体や関係機関等の意見・要望を取り入れながら3年ごとに見直しを行っており、この度令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期滝川市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービスの提供体制やサービス量の見込みを定めさせていただきました。行政と市民の皆様をはじめ、関係機関や団体と連携し、「滝川市障がい者計画」の理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた滝川市保健医療福祉推進市民会議、滝川市自立支援協議会障がい福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

滝川市長 前田 康吉